

社会福祉法人 東白川福祉会
寿恵園（訪問入浴介護事業）重要事項説明書

（令和7年7月1日現在）

寿恵園訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生労働省令の規定に基づき、以下の事項を説明します。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 東白川福祉会
事業者の所在地	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘79番地
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 大木 晴夫
電話番号	0247(33)6061

2. ご利用事業所

事業所の名称	寿恵園
事業所の所在地	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘79番地・80番地
福島県知事指定番号	0772900080
電話番号	0247(33)6061

3. ご利用事業所で実施する事業

事業の種類	指定の内容		
	指定年月日	指定番号	指定の有効期間
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
短期入所生活介護事業	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
訪問介護事業	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
訪問入浴介護事業	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
通所介護事業	平成12年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
認知症対応型通所介護	平成20年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
居宅介護支援事業	平成12年4月1日	0772900013	令和2年4月1日～令和8年3月31日
介護予防短期入所生活介護事業	平成18年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
介護予防訪問介護事業	平成18年4月1日	0772900080	令和6年4月1日～令和12年3月31日
介護予防訪問入浴介護事業	平成18年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日
介護予防通所介護事業	平成18年4月1日	0772900080	令和6年4月1日～令和12年3月31日
介護予防認知症対応型通所介護	平成20年4月1日	0772900080	令和2年4月1日～令和8年3月31日

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問入浴介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員が、要介護状態（要介護1～5）にある高齢者に対し、適正な訪問入浴介護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業所の看護職員及び介護職員は、要介護者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう居宅における入浴の介護を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. 職員体制

従業者職種	員数	保有資格 ※重複取得者有り	職務内容
管理者	1	介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉主事	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問入浴介護サービスの提供に当たります。
看護職員	1	准看護師 (1名) 訪問介護員1級 (1名)	訪問入浴介護計画の作成並びに介護計画に基づき、入浴の介助、入浴前後の健康チェックなどを行ないます。
介護職員	3	介護福祉士 (1名) 訪問介護員2級 (3名) 社会福祉主事 (1名)	訪問入浴介護計画に基づき、入浴の介助を行ないます。 入浴車の運転及びボイラー操作などをおこないます。

※職員はデイサービスセンター寿恵園と兼務。

6. 営業時間

- ・営業日：年中無休
- ・営業時間：午前8時30分～午後5時30分まで。

7. 通常の事業の実施地域

棚倉町・埴町・矢祭町・鮫川村・浅川町・白河市です。

通常実施地域外から利用希望があった場合は、通常事業実施区域の境界線から、片道1キロメートルにつき、**25円**を交通費として負担して頂きます。

8. 苦情申し立て窓口

※寿恵園（訪問入浴介護事業所）の苦情等申し立て窓口

責任者：管理者 関根 誠一（せきね せいいち）

担当者：副主任介護職員 大槻 幸子（おおつき さちこ）

担当者：看護職員 鈴木 律子（すずき りつこ）

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時30分まで

電話番号：0247(33)6061 FAX：0247(33)6062

○第三者委員

須藤 洋（社会福祉法人東白川福祉会 監事）電話番号：0247(33)3050

生方 芳雄（社会福祉法人東白川福祉会 監事）電話番号：0247(33)5319

（苦情等の解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情・要望等申出人への適切な支援を行うために、本事業所に第三者の立場にある第三者委員を設置しています）

○最寄りの市町村役場介護保険の担当窓口でも受け付けています。

棚倉町にお住まいの場合は、棚倉町役場健康福祉課が窓口となります。

・棚倉町役場健康福祉課（棚倉町保健福祉センター内）

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

住所：〒963-6192 棚倉町大字棚倉字中居野68番地1

電話番号：0247(33)7801 FAX：0247(33)7820

○福島県運営適正化委員会

受付時間：平日の午前9時から午後4時30分まで

住所：〒960-8141福島市渡利字七社宮111（福島県総合社会福祉センター内）

電話番号：024(523)2943（FAX兼用）E-mail:kujou@fukushimakenshakyō.or.jp

○福島県国民健康保険団体連合会

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

住所：〒960-8043 福島市中町3番7号

電話番号：024(523)2702 FAX：024(523)2880

※福島県国民健康保険団体連合会への苦情申し立ては、事実関係の確認を可能にすること等から、書面郵送を原則としています。本人（代理人）による文書提出が困難な場合には、電話、FAX等によるものも可能です。

9. 緊急時の対応方法

訪問入浴介護サービスの提供中、利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、緊急連絡先に連絡するとともに利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

● 寿恵園協力医療機関

医療機関名	医師名	診療科目	住 所	電話番号
大木医院	大木 晴夫 大木 加瑞子	耳鼻咽喉科 内 科	東白川郡棚倉町大字棚倉字古町28-4	0247(33)2424

10. 事故発生時の対応方法

訪問入浴介護サービスを提供中に事故が発生した場合には、速やかに管理者及びサービス提供責任者に連絡し、指示を仰ぐとともに、市町村(保険者)、家族、居宅介護支援事業所等に通報します。また利用者に対して賠償すべき身体的、精神的な事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. サービス内容説明

社会福祉法人東白川福祉会 寿恵園（訪問入浴介護事業所）（以下、「事業者」といいます。）が、あなたに提供するサービスは次のとおりです。

(1)提供するサービス

- ①利用者の自宅を入浴車で訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行います。
- ②サービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止など、適切なサービスを提供します。
- ③サービスの提供は、分かりやすく説明した上で、懇切丁寧に行います。不明な点につきましては、いつでも担当職員にお尋ね下さい。
- ④サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

(2)利用料など

① 1回のご利用につき、1,266円（厚生労働省が定める金額となっています）を負担して頂きます。また体調不良などの理由で入浴が中止の際は、利用者や家族の希望により、清拭または部分入浴を実施します。この場合、1回のご利用につき、1,139円（厚生労働省が定める金額となっています。所定単位の90/100）を負担して頂きます。

※キャンセルが必要となった場合、早めにご連絡願います。

※キャンセルが頻回に、または直前や訪問時にキャンセルがある等、見られる場合には、サービス状況を関係事業所に伝え、確認や見直しを提案する等、適切な訪問介護サービス提供に向けた対応に努めさせていただきます。

※初回訪問時「初回加算」（200円/月）を負担頂きます。

※「介護職員等処遇改善加算」として基本料金及び各種加算の合計額に9.4%を乗じた額の1割が利用者負担となります。

※自己負担1割の方の料金を示しています。「介護保険負担割合証」の記載に応じた額（負担割合）をお支払い頂きます。その他、特別なサービスを希望される場合には、実費負担となります。

※サービス提供時間内に提供内容を終えても時間の残がある際、プラン内容以外のサービス提供が行なえないため、訪問を終えて退出させていただくことがあります。

②介護保険の適用を受ける場合、原則として上記の料金をお支払いいただきます。但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から自己負担額を除いた額の払い戻しを受ける方法)をご希望の場合は、お申し出ください。

③提供を受ける訪問入浴介護サービスが介護保険の適用を受けない部分(保険給付範囲を超えた場合など)については、利用料全額をお支払いいただきます。

④サービス提供するために使用する水道、電気等の費用は利用者様の負担となります。

⑤毎月の利用料支払いは、翌月10日ごろに請求書を発行しますので、受け取った日から7日以内にお支払いください。(お支払い方法は、直接、寿恵園の窓口でお支払いいただくか、下記の口座振り込みで支払うことができます。)

白河信用金庫 棚倉支店(普通口座) 口座番号：144322

口座名義人：社会福祉法人 東白川福祉会 理事長 大木 晴夫(おおき はるお)

12. 虐待防止に関する対応

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとしします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備いたします。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
- (4) 前(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとしします。

13. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとしします。

- (1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. サービス利用にあたっての禁止事項

○業務上支障を来す行為（業務妨害）により、健全な信頼関係を築くことが困難と判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

- ① 事業所の職員への暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどのハラスメント行為。
- ③ 職員の写真や動画撮影、録音等無断で行う事やSNS等に掲載すること。
- ④ 職員の自宅の住所や電話番号を聞くなどのストーカー行為。
- ⑤ 対象範囲外（「サービス利用契約書」に記載以外）のサービスの強要、労働要求等によって不利益を被るもの、または就業環境が害されるもの。

15. ハラスメント対策

○事業所は、職員間、利用者・家族等、取引業者、関係機関の職員等との関係において、ハラスメント被害が生じないよう次の取り組みを行います。

- ①円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から丁寧な意思疎通に努めます。
- ②特に管理者は、ハラスメント防止に十分な配慮を行います。
- ③ハラスメント防止のため基本指針を徹底するなどの研修会を定期的に実施します。
- ④ハラスメントの相談窓口を事業所内に設置いたします。

16. 第三者による評価の実施状況

なし あり (実施日： _____ 実施期間： _____ 結果開示の有無 _____)

[サービスご利用に際してのお願い]

- ・お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ・訪問時はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ・見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員及び事業所の同意が必要となります。
- ・ご利用中の喫煙はご遠慮ください。

以上、重要事項説明及びサービス内容説明の証として本書を2通作成し、本書の取り交わしを証するため、利用者(家族及び代理人)・事業者(説明者)は署名又は記名押印のうえ、各自1通ずつ所持します。

令和 年 月 日

社会福祉法人東白川福祉会 寿恵園（訪問入浴介護事業所）のサービス内容について重要事項説明書及びサービス内容説明書により利用者・家族（または代理人）に対し、説明しました。

所在地 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘79番地

名称 社会福祉法人 東白川福祉会

代表者 理事長 大木晴夫 印

説明者 社会福祉法人 東白川福祉会

寿恵園（訪問入浴介護事業所）

印

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書について事業者より説明を受け、その内容を理解し、寿恵園の訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

電話番号

(家族) または (代理人)

住 所

氏 名 印 (続柄)

電話番号

携帯電話番号